



目 次		ページ
告 示		
○大規模小売店舗の新設に関する届出（経営支援課）		1
○大規模小売店舗に関する変更の届出（ 〃 ）		1
○漁船損害等補償法による同意を求めるとの事前届出（漁業管理課）		1
◎急傾斜地崩壊危険区域の指定（防災砂防課）		2
公 告		
○争議行為の予告（雇用労働政策課）		2
○森林病虫害等防除法による命令の内容となる事項（伐倒及び薬剤による防除）（林業改革課）		2
○森林病虫害等防除法による命令の内容となる事項（薬剤による防除）（ 〃 ）		2
高知県公安委員会告示		
○警備員等に係る検定の実施		3
落札公告		
○落札者等の公告（公営企業局 県立病院課）		4

告 示

高知県告示第146号
大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。
なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。
平成25年3月22日
高知県知事 尾崎 正直

- 1 届出の概要
(1) 届出者の名称
株式会社ビッグ・エス 代表取締役社長 大坂 尚登

- (2) 届出者の住所
香川県高松市多肥上町1210番地
(3) 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) ケーズデンキ四万十店
四万十市具同352番ほか21筆
(4) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

小売業者名	代表者名	住所
株式会社ビッグ・エス	代表取締役社長 大坂 尚登	香川県高松市多肥上町1210番地

- (5) 大規模小売店舗の新設をする日
平成25年11月5日
(6) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
3,109平方メートル
(7) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の収容台数
142台
イ 駐輪場の収容台数
30台
ウ 荷さばき施設の面積
81.8平方メートル
エ 廃棄物等の保管施設の容量
64.6立方メートル
(8) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時
閉店時刻 午後9時
イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後9時30分まで
ウ 駐車場の自動車の出入口の数
4箇所
エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後9時まで
2 届出年月日
平成25年3月4日
3 届出書及び添付書類の縦覧場所
高知県商工労働部経営支援課
四万十市商工課
4 意見書に記載すべき事項
(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏

- 名
(2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
(3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
(4) 意見の内容

高知県告示第147号
大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。
なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。
平成25年3月22日
高知県知事 尾崎 正直

- 1 届出の概要
(1) 届出者の名称
株式会社マルナカ 代表取締役社長 中山 明憲
(2) 届出者の住所
香川県高松市円座町1001番地
(3) 大規模小売店舗の名称及び所在地
マルナカ四万十店
四万十市具同211番ほか
(4) 変更しようとする事項
駐車場の自動車の出入口の数
(変更前) 6箇所
(変更後) 5箇所
(5) 変更年月日
平成25年4月1日
(6) 変更理由
敷地の有効活用を行うため、利用実態の少ない駐車場の位置を見直すため
2 届出年月日
平成25年3月4日
3 届出書及び添付書類の縦覧場所
高知県商工労働部経営支援課
四万十市商工課
4 意見書に記載すべき事項
(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
(3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
(4) 意見の内容
高知県告示第148号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成25年3月22日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

幡多郡大月町 浦 木 進

〃 〃 〃 谷 口 臣 生

〃 〃 〃 横 山 政 美

(2) 加入区の名称

月灘加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

すくも湾漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

平成25年3月22日から同年4月5日まで

(2) 縦覧場所

すくも湾漁業協同組合月灘支所

高知県告示第149号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県幡多土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成25年3月22日

高知県知事 尾崎 正直

幡多郡黒潮町寺上寺下

(1) 標柱を設置した土地の地番

標柱番号	所在地	地番
1	幡多郡黒潮町蝸川字平野屋敷	800-1
2	〃 〃 〃 字對串山	3599-30
3	〃 〃 〃 〃	3599-28
4	〃 〃 〃 〃	3599-29
5	〃 〃 〃 字井ノ奥	926

6	〃 〃 〃 字平野屋敷	832-1
---	-------------	-------

(2) 区域

標柱1と平成15年3月高知県告示第172号で指定した幡多郡黒潮町上土居急傾斜地崩壊危険区域内（以下「172号区域」という。）に存する標柱5を直線で結んだ線、172号区域に存する標柱5と標柱2を直線で結んだ線、標柱2から6までを順次に直線で結んだ線及び標柱6と標柱1を直線で結んだ線により囲まれた区域内とする。

公 告

平成25年3月8日付けをもって厚生年金高知リハビリテーション病院内健保労組高知病院支部支部長熊澤幸子から次のとおり争議行為を行う場合がある旨の通知があったので、公表する。

平成25年3月8日（掲示済）

高知県知事 尾崎 正直

1 事件

(1) 賃金要求について

(2) 増員要求について

(3) 諸手当要求について

(4) その他の要求について

2 日時

平成25年3月19日午前零時以降、本問題の要求解決に至るまでの期間

3 場所

厚生年金高知リハビリテーション病院施設の全職場及び敷地

4 争議行為の概要

3の場所の全体又は部分的に、全ての業務の停止をはじめ、あらゆる形の争議行為とこれに対する妨害排除のための争議行為を単独又は併用して行う。ただし、救急患者及び入院中の重病患者のための保安要員は配慮する。



森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、同条第1項第1号に掲げる命令の内容となる事項を次のとおり公表する。

平成25年3月22日

高知県知事 尾崎 正直

1 区域及び期間

(1) 区域

高知市、安芸市、安芸郡安田町及び芸西村並びに幡多郡黒潮町及び大月町の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業

振興・環境部林業改革課並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 期間

平成25年3月22日から平成26年2月28日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木の伐倒及び薬剤による防除又は当該樹木の伐倒及びはく皮並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

4 命令をしようとする理由

1の(1)に掲げる区域の松林及びその周辺の区域の松林において前年度に松くい虫の被害が発生しており、本年度の気象条件及び松くい虫の被害の発生状況からみて、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害がまん延し、1の(1)に掲げる区域の松林及びその周辺の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため

5 その他必要な事項

(1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する林業事務所長にその旨を届け出なければならない。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでない。

(3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する林業事務所長に提出するものとし、その提出があったときは、当該林業事務所長は、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(4) 3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が1の(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、知事が当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(5) 知事が(4)の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額を知事がその者から徴収することがある。



森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、同条第1項第4号に掲げる命令の内容となる事項を次のとおり公表する。

平成25年3月22日

高知県知事 尾崎 正直

1 区域及び期間

(1) 区域

土佐清水市並びに幡多郡大月町及び黒潮町の区域内に存する松林の区域のうち、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部林業改革課並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 期間

平成25年3月22日から同年7月31日まで

2 森林病害虫等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に地上からの薬剤による防除を実施すること。

4 命令をしようとする理由

1の(1)に掲げる区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫被害の状況からみて、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害がまん延し、1の(1)に掲げる区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため

5 その他必要な事項

(1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する林業事務所長にその旨を届け出なければならない。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでない。

(3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する林業事務所長に提出するものとし、その提出があったときは、当該林業事務所長は、当該申請者が3に掲げる措置を行ったことを確認して損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(4) 3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が1の(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、知事が当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(5) 知事が(4)の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受け取ることとなるべき損失補償金の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第3号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する警備員又は警備員になろうとする者に対する検定を次のとおり実施する。

平成25年3月22日

高知県公安委員会委員長 山崎 實樹助

1 検定を実施する警備業務の種類及び級

雑踏警備業務 1級

2 検定の実施日及び開始時間並びに実施場所

(1) 検定の実施日及び開始時間

平成25年6月27日（木）午前9時

(2) 検定の実施場所

高知市春野町芳原2485番地

高知県立春野総合運動公園陸上競技場

3 検定の実施予定人員

30人

4 受検資格者

高知県内に住所を有する者（以下「県内に住所を有する者」という。）又は高知県外に住所を有する者で高知県内に設けられた警備業の営業所に所属する警備員（以下「県外に住所を有する警備員」という。）で、次のいずれかに該当するもの

(1) 雑踏警備業務2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

(2) 高知県公安委員会から(1)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者として、雑踏警備業務1級検定受検資格認定書（以下「1級検定受検資格認定書」という。）の交付を受けた者

5 検定の方法

学科試験及び実技試験により行い、合格基準は、それぞれ90パーセント以上の成績であることとする。ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 雑踏の整理に関すること。

エ 雑踏警備業務の管理に関すること。

オ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

ア 雑踏の整理に関すること。

イ 雑踏警備業務の管理に関すること。

ウ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

6 検定の申請手続

検定を受けようとする者は、次のとおり検定の申請手続を行うこと。

(1) 検定の申請の受付期間

平成25年5月13日（月）から同月17日（金）までの午前8時30分から午後5時までの間とする。

(2) 検定申請書等の提出方法

検定申請書等は、県内に住所を有する者にあつては住所地を管轄する警察署に、県外に住所を有する警備員にあつてはその属する営業所の所在地を管轄する警察署に提出すること。

なお、郵送又は代理人による申請は、受け付けない。

(3) 提出書類等

ア 検定申請書 1通

イ 県内に住所を有する者にあつては住所地を疎明する書面、県外に住所を有する警備員にあつては当該営業所に属することを疎明する書面 1通（現に警備員であつて、住所地及びその属する営業所の所在地の両方を高知県内に有するものにあつては、いずれも提出することを要しない。）

ウ 写真（検定の申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2枚

エ 4の受検資格者に該当することを疎明する次の書面 1通

(ア) 4の(1)に該当する者にあつては、雑踏警備業務2級の検定に係る合格証明書の写し及び雑踏警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面

(イ) 4の(2)に該当する者にあつては、1級検定受検資格認定書の写し

(4) 受検対象者の確定方法

受検対象者の確定方法は、先着順とし、検定の実施予定人員に達した時点で検定の申請の受付を締め切る。

(5) 受検票の交付

受検対象者として確定した者に対しては、検定申請書等を受理した警察署において受検票を交付する。

7 検定手数料の額並びに納付の時期及び方法

検定を受けようとする者は、検定手数料として、13,000円の額に相当する高知県収入証紙を検定申請書等の提出時に納付すること。

なお、納付された検定手数料は、返還しない。

- 8 検定の実施に関し必要な事項
- (1) 受検時の服装
警備員にあつては制服とし、その他の者にあつては実技試験を受けられる服装とすること。
- (2) 持参品
ア 受検票
イ 筆記用具
ウ 帽子（制服で使用している帽子、ヘルメット等）又は運動帽
エ 雨着（雨天時に使用する。）
オ 昼食（学科試験に合格した場合に必要となる。）
- 9 検定の実施に関する問い合わせ先
高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係（電話番号088-826-0110内線3022、3024）又は県内の各警察署警備業担当係

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条及び高知県公営企業局特定調達契約事務取扱規程（平成7年高知県企業局管理規程第9号）の規定により例によつてとされている高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成25年3月22日

高知県公営企業局長 安岡 俊作

- 1 落札に係る購入物品の名称及び数量
脳神経外科手術用顕微鏡 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県立幡多けんみん病院総務課 宿毛市山奈町芳奈3番地
1
- 3 落札者を決定した日
平成25年2月21日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社シーメック 高知市南久保9番8号
- 5 落札金額
47,145,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日
平成25年1月11日